

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年9月1日に、資格喪失日に係る記録を51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を48年9月から49年6月までは6万8,000円、同年7月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から50年7月までは9万8,000円、同年8月から51年2月までは12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から51年3月1日まで

昭和48年5月ごろに派遣社員としてA社に入社し、百貨店のB売場で51年2月末に退職するまで勤務していた。一緒に派遣社員として同社に入社し、同じ百貨店のB売場で勤務し、勤務内容も同じだった元同僚には48年9月から厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私には記録が無いことが分かり、納得できない。給与明細書など証明するものは何も保管していないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にA社に入社した同僚の証言及び申立人が所持しているスケジュール帳から、申立人は、申立期間において同社に勤務し、派遣された百貨店の売場でBの販売業務に従事していたと推認できる。

また、申立期間当時、申立人と同じ売場で勤務していた当該同僚は、昭和48年9月から退職した49年11月まで同社における厚生年金保険に加入している上、申立人が自分の後任として氏名を挙げた者も、申立人が退職した直後の51年3月に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、A社の総務担当者は、「勤務期間が1年未満の場合は、短期雇用者として厚生年金保険に加入させていない場合もあるが、3年も勤務しているの

であれば申立人は、正社員と思われる。正社員は当時から厚生年金保険に加入させていたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年9月から49年6月までは6万8,000円、同年7月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から50年7月までは9万8,000円、同年8月から51年2月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月から51年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年9月1日から12年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から12年3月1日まで
平成10年4月に大学を卒業後、すぐにA社にBとして入社した。給与は1か月約20万円前後で、平成11年2月に退職するまでほぼ同額であり、半額に減ったりしたことはないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年9月1日から12年2月1日までの期間については、事業主が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿から確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、事業主が保管する申立人に係る所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成 12 年 2 月の標準報酬月額については、オンライン記録上の標準報酬月額が所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から同年5月1日まで

昭和50年10月1日から59年5月1日までA社に勤務していたが、ねんきん定期便を確認したところ、同年4月1日から同年5月1日までの期間が空白であることに気がついた。出向が多い関係上このようなことになっているとは思うのだが、Bグループ内で継続して勤務していたことは間違いないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録、A社における在籍証明書及び事業所の回答から、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるところ、A社の事業承継会社であるC社の総務課長から、「申立期間の賃金台帳等給与関連の資料は保存していないが、Bグループ内の事業所に継続して勤務しているのであれば、厚生年金保険料を控除していると考えられる。また、雇用保険の加入記録があることから雇用保険料は控除していたと考えられ、厚生年金保険料のみ控除していなかったとは考えられない。」旨証言が得られており、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和59年3月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料の納付をしたとしているが、これを確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていたか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月31日

ねんきん定期便を確認したところ、平成15年7月分賞与の記載がなかったため年金事務所で相談し、その後、事業所から賞与支払届の提出がされたとのことだが、この賞与は将来の年金額に反映されないとのことだったので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた賞与支給明細書から、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、標準賞与額については、総支給額に基づき、申立期間の標準賞与額を19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に

係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間当時、姉夫婦が経営していたAに来店していた区役所の職員に国民年金制度が発足するので加入するよう義兄が勧められ、姉夫婦と私と義兄の姪が加入した。国民年金保険料としては毎月 100 円が給料から差し引かれ、義兄が理容店に定期的に来ていた集金人に納付していた。

集金人が赤色の年金手帳に印を押していたのを覚えており、義兄に年金手帳を見せてもらったこともあるので納付しているはずであり、年金記録が未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を当時申立人が居住していた市（区）に居住する申立人の姉夫婦が納付していたと主張するが、申立人は、申立期間中の昭和 36 年 10 月に同市（区）から別の市へ転出している上、申立人の姉が住む市（区）は、当時の国民年金保険料の収納方式は印紙検認方式であり、市（区）外に住所地が有る者が当該市（区）に国民年金保険料を納付することは不可能であったと説明している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号については、昭和 36 年 6 月にいったん払い出されたものがその後消除されているが、申立人が国民年金と一緒に加入したとする申立人の姉夫婦の同記号番号は同年 12 月に連番で払い出され、義兄の姪が所持する年金手帳は同月に発行されており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の姉夫婦は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の義兄が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月及び50年9月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月
② 昭和50年9月から58年3月まで

昭和50年に会社を辞めた後に中学生の時から恩師に誘われ、恩師の家族と私の仲間と一緒に共同生活を始めた。その2年くらい後に恩師が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を2年前までさかのぼって30万円ほど支払ってくれたことを聞いた。

その後も、その恩師が国民年金保険料を支払ってくれていたため、申立期間②の保険料が未納となっているのは納得できない。

また、申立期間①の記録が未納とされていることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年4月10日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では申立期間①及び②の大部分（昭和50年9月から57年12月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の恩師は昭和60年ごろに申立人及び恩師の二男の国民年金保険料と一緒に納付したと証言しているところ、行政の記録から、申立人及びこの二男の国民年金手帳記号番号は60年4月に連番で払い出され、国民年金保険料の納付期間も一致していることが確認でき、この記録に不自然さはみられない。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 61 年 3 月まで

昭和 56 年 3 月に結婚のため退職して実家に帰り、同年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料を近くの郵便局で納付した。同年 5 月以降は夫の被扶養者となったので、夫が勤務していた事業所が国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 8 月ごろに払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月まではその夫の被扶養者になっており、夫が勤務していた事業所が国民年金保険料を納付していたと主張するが、同事業所は、「昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者制度が導入される以前に、健康保険被保険者の被扶養者（配偶者）に係る国民年金の任意加入手続、保険料納付等には関与していなかった。」と回答している。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から平成 19 年 1 月までの国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から平成 19 年 1 月まで
国民健康保険料については納付や減免の手続をずっと行ってきており、国民年金についても同じようにしていたので、記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金の加入手続、保険料の納付及び免除申請の手続、免除申請の承認行為が確認できる関係資料が無い上、申立人は、それぞれの手続等についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成 12 年度及び 13 年度の国民年金の加入案内はがきを所持しており、同はがきを受け取った時点では国民年金の被保険者となっていなかったことがうかがえる上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民健康保険と同様に、国民年金保険料の納付及び免除申請に係る手続を申立人が居住する市の窓口で行っていると主張しているが、同市には、国民健康保険と国民年金の担当課（窓口）が、それぞれ別々に存在するにもかかわらず、この手続を行った窓口は一つであると述べている上、申立期間は 445 か月と長期間であり、この長期にわたり、行政側の記録管理に誤りが生じたとは考え難い。

加えて、申立人と一緒に国民年金に加入し保険料を納付していたとする申立人の夫も国民年金の被保険者となっておらず、申立期間の国民年金保険料が納付され又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から平成18年12月までの国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から平成18年12月まで
国民健康保険料については納付や減免の手続をずっと行ってきており、国民年金についても同じようにしていたので、記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金の加入手続、保険料の納付及び免除申請の手続、免除申請の承認行為が確認できる関係資料が無い上、申立人は、それぞれの手続等についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成12年度及び13年度の国民年金の加入案内はがきを所持しており、同はがきを受け取った時点では国民年金の被保険者となっていなかったことがうかがえる上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民健康保険と同様に、国民年金保険料の納付及び免除申請に係る手続を申立人が居住する市の窓口で行っていると主張しているが、同市には、国民健康保険と国民年金の担当課（窓口）が、それぞれ別々に存在するにもかかわらず、この手続を行った窓口は一つであると述べている上、申立期間は444か月と長期間であり、この長期にわたり、行政側の記録管理に誤りが生じたとは考え難い。

加えて、申立人と一緒に国民年金に加入し保険料を納付していたとする申立人の妻も国民年金の被保険者となっておらず、申立期間の国民年金保険料が納付され又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は免除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 892

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 48 年の春に結婚が決まり、勤務していたA社B支店に退職を申し出たが、A社の決算期が9月であったため月末までの勤務を依頼され、9月末まで勤務したのに9月が厚生年金の加入期間になっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する履歴簿には、申立人は昭和 48 年 9 月 29 日付けで退職したことが記録されており、この記録は申立人に係る雇用保険の記録（離職年月日）と一致しており、申立人の申立期間における勤務の事実は認められない。

また、オンライン記録により、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までにA社B支店を退職した者のうち、月末日が日曜日又は祝日となっている 48 年 4 月、同年 9 月及び 49 年 3 月に退職した者は、いずれも月末日（日曜日及び祝日が月末に連続する場合は月末日の前日。以下同じ。）に被保険者資格を喪失していることが確認でき、同支店では、申立期間当時、月末日が休業日である日曜日又は祝日の場合は、その前日の営業日を退職日とし、月末日を資格喪失日として届け出ていたものと推認できる。

さらに、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の申立人に係る記録に訂正箇所は無く、同事務所の事務処理に不自然さは見当たらない上、申立人及び申立期間当時の同僚から、申立期間の厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険庁（当時）からの「ねんきん定期便」を受け取ったところ、申立期間の記録が無いと記載されていた。昭和 37 年 4 月 2 日から 43 年 3 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったと認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の後継会社である B 社は、当時、A 社では月末日が休業日の場合はその前日の営業日を退職日として取り扱っており、申立人の場合、退職日として主張する昭和 43 年 3 月 31 日は、A 社の休業日である日曜日であり、申立人が退職したのは、同年 3 月 30 日であったと考えられると回答している。

また、A 社が加入する厚生年金基金に係る申立人の資格喪失日は昭和 43 年 3 月 31 日である上、雇用保険の記録にある離職年月日は同年 3 月 30 日であることが確認でき、これらの記録は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

さらに、A 社における厚生年金保険被保険者 94 人のうち、月末日に被保険者資格を喪失している 12 人についても、申立人と同様な取扱いであったことが確認できる。

加えて、B 社は、A 社に係る申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては、月末日以外に退職した場合は、退職月の保険料は控除していないと回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月10日から27年11月30日まで
昭和26年10月にA社に正社員として入社し、入社当初から厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなのに、27年12月1日以降の加入記録しか無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた同僚4人及び申立てに係る事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している27人のうち、連絡のとれた8人から聴取したところ、申立人の同事業所における勤務期間について具体的な証言は得られなかった。

また、申立てに係る事業所は、当時在籍していた社員は既に退職しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 895 (事案 520 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から29年6月2日まで

A社に昭和24年5月から44年3月25日までの約20年間継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間は厚生年金保険に加入していないこととなっているので、記録の訂正を求めたが認められなかった。

その後、当時の事業主の息子のことを思い出したので、同人から事情を聴くなどして、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が雇用保険の被保険者資格を取得した日と厚生年金保険の被保険者資格を再取得した日がいずれも昭和29年6月2日となっており、申立人が同日前に厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失していたことが推認できること、ii) 申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、事業主及び社会保険事務担当者は亡くなっており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除について証言を得ることができないこと、iii) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が氏名を挙げた同人の申立期間当時の継続勤務を証言してくれる者及び他の同僚の証言により、申立人がA社に申立期間当ても継続して勤務していたと推認されるが、これらの者から厚生年金保険料の控除についての証言は得られず、申立人に係る申立期間の保険料が控除されていたと推認できる事情は見当たらない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 899

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年から 59 年までのうちの 12 か月
勤務していた時期は定かではないが、昭和 55 年から 59 年までのうち、12 か月ほどA社でBの仕事に従事したのに、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 55 年から 59 年までのうちの 12 か月ほどA社に勤務したと主張しているが、同事業所は、申立期間前の 54 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、A社の元従業員（複数）の証言から、同事業所は少なくとも昭和 55 年 4 月までには倒産していることがうかがわれる上、同年 2 月 29 日に雇用保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、A社の当時の事業主からは、申立人の申立期間当時における勤務実態や厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実について回答が得られない上、同事業所の元従業員からもこれらの状況が推認できるような証言は得られない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 1 日から平成 13 年 10 月 7 日まで
昭和 56 年 3 月 1 日から平成 13 年 10 月 7 日までA社に勤務した。ねんきん定期便を受け取り初めて気付いたが、日本年金機構に記録されている標準報酬月額は、実際に受給していた給与月額の半額未満になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間については、平成 11 年度から 13 年度までの所得証明書の社会保険料欄に記載された金額が、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料の額に雇用保険料の額を加算した金額に近いものとなることから、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと推認される。

また、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（昭和 56 年から平成元年までの期間及び5年から 12 年までの期間に係るもの）、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（昭和 61 年及び平成 7 年のもの）に記載されている申立人の標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致している。

さらに、申立てに係る事業所の事業主は、上記通知書に記載された標準報酬月額以外には確認できるものはないと回答している。

加えて、申立人は、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等を保存していない上、申立人の標準報酬月額の記録については、さかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 10 日まで
昭和 35 年 4 月 1 日に A 社に就職し、39 年 8 月 10 日ころに退職するまで B、C 等の仕事をしていた。

就職後、健康保険被保険者証を手渡された時に社長から、「厚生年金保険被保険者証は事業所で預かっており、退職時に、健康保険被保険者証と引き換えに渡す。」旨の説明を受けたことを記憶しており、A 社の厚生年金保険記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務状況等に関する詳細な記憶から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、申立人が記憶している当時の同僚についても、同事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立てに係る事業所の事業主や申立人が記憶する同僚も既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月ごろから 58 年 4 月ごろまで
昭和 56 年 5 月ごろから 58 年 4 月ごろまで A 社で勤務していたが、ねんきん特別便を確認したところ、この期間の厚生年金保険記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の A 社の事業主も含む従業員 15 人のうち、実際に勤務した期間と厚生年金保険の加入期間が一致していない者が 6 人みられ、このことについて同社の事業主は、「早期に離職する者の割合が高いことから、必ずしも従業員全員を採用と同時に社会保険に加入させたわけではないと思う。」と証言をしている上、同社の当時の社会保険事務担当者は、「基本的に全員に厚生年金保険の加入を勧めていたが、これを拒否した従業員は加入していなかったと思う。」と回答しており、A 社の事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

また、別の同僚は「私は、A 社に昭和 55 年 11 月から勤務しているが、厚生年金保険の加入記録は 57 年 5 月から始まっており、厚生年金保険に加入していない期間のうち、55 年 11 月から 57 年 3 月までの給与明細書を所持しており、その給与明細書では厚生年金保険料は控除されていない。」と証言している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 4 日から平成 4 年 6 月 1 日まで
昭和 59 年 6 月 4 日から平成 4 年 6 月 1 日まで A 社に勤務した。日本年金機構に記録されている標準報酬月額は、保存している給与明細書に記載されている給与支給額と比べて低額になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 2 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 3 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人が所持している給与明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、昭和 59 年分、60 年分、62 年分及び平成元年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料の額に雇用保険料の額を加算した額と近い額になることから、当該期間については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

さらに、昭和 61 年 1 月から同年 12 月までの期間、63 年 1 月から同年 12 月までの期間、平成 2 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から 3 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 4 年 5 月までの期間に係る給与明細書等は保存されておらず申立人に係る当該期間の報酬月額及び保険料控除額は確認で

きない。

加えて、申立人の標準報酬月額に係る記録については、さかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。